

# 千葉県かずさインキュベーションセンター管理規則における 押印の見直しに伴う改正について

商工労働部産業振興課

## 1. 概要等

千葉県かずさインキュベーションセンターでは、千葉県かずさインキュベーションセンター管理規則(以下、管理規則)に基づき、研究開発室の利用承認等を行っている。押印の見直しを行った結果、以下のとおりであり、管理規則の改正を行う。

## 2. 改正の内容

- (1) 別記第一号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (2) 別記第三号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (3) 別記第五号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (4) 別記第七号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

## 3. 改正を行う理由

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号通知及び押印見直し方針により、押印見直しの検討を行った結果、押印が不要と判断したため。

## 4. 押印を廃止する理由

当該手続きの押印は、登記印の押印を求めているが、

- ① 印鑑証明書の提出を求めていること
- ② 管理規則上、「個人が申込む場合は、押印を省略することができる」とされていること

以上のことから、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられるため。

## 5. 施行期日

令和3年10月1日